

原付講習の実施に関する規程

平成 12 年 7 月 26 日
福井県公安委員会規程第 7 号

改正

平成 22 年 12 月 24 日公委会規程第 5 号 平成 24 年 3 月 16 日公委会規程第 3 号 平成 29 年 3 月 3 日公委会規程第 11 号
平成 31 年 4 月 18 日公委会規程第 4 号 令和 2 年 12 月 15 日公委会規程第 3 号 令和 4 年 3 月 17 日公委会規程第 4 号
令和 5 年 6 月 29 日公委会規程第 14 号

原付講習の実施に関する規程を次のように定める。

原付講習の実施に関する規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 10 条）
- 第 2 章 原付講習の実施（第 11 条－第 16 条）
- 第 3 章 雑則（第 17 条－第 24 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に基づく講習（以下「原付講習」という。）の実施について、福井県道路交通法施行細則（昭和 43 年福井県公安委員会規則第 1 号。以下「県細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（講習の実施）

第 2 条 原付講習は、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は法第 108 条の 2 第 3 項の規定により公安委員会から講習の実施について委託を受けた公益法人その他の者（以下「講習機関」という。）が行うものとする。

（実施基準）

第 3 条 原付講習は、別表第 1 「原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別表第 2 「原付講習指導要領」により実施するものとする。

2 講習の課題及びコースの設定については、別表第 3 「原付講習の課題・コース設定基準」によるものとする。

（受講対象者）

第 4 条 原付講習は、法第 90 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する原付講習を受けようとする者（道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「施行令」という。）第 33 条の 6 第 3 項に該当する者を除く。）で、原則として受講日の年齢が 16 歳を超えているものを対象とする。ただし、年齢 16 歳未満の者で受講を希望する場合は、16 歳の誕生日のおおむね 1 月前から受講できるものとする。

(講習指導員)

第5条 原付講習は、原付講習指導員（以下「講習指導員」という。）が、講習用機材等を活用し、安全運転の知識についての指導及び技能実習を行う。

2 講習指導員は、次の各号に掲げる要件を備えた者をもって充てるものとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 一般原動機付自転車（以下「原付車」という。）の運転に係る免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。
- (3) 原付車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。
- (4) 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない者であること。
- (5) 原付講習の指導について不正な行為をし、又は講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された者でないこと。ただし、講習指導員の職を解任された日から起算して2年以上経過している者は、この限りでない。
- (6) 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者又は現に起訴されていない者であること。
- (7) その他人格、識見ともに優れ、講習指導員としてふさわしい者であること。

(講習指導員の任命及び解任)

第6条 講習指導員を任命（解任）しようとするときは、あらかじめ講習指導員任命（解任）承認申請書（別記様式第1号）により公安委員会の承認を受けなければならない。

2 公安委員会は、前項の承認をしたときは講習指導員任命（解任）承認書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(職員等の配置基準)

第7条 講習機関には、管理者及び事務職員（以下「職員等」という。）を置くものとする。

2 職員等の担当事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者は、講習機関を代表し講習を統括する。
- (2) 事務職員は、講習機関の庶務、会計その他の事務を処理する。

(講習指導員の解任勧告)

第8条 講習指導員がその地位にとどまることが適当でないと認められる事情が生じたときは、速やかに公安委員会に報告するものとし、事案を知り得た公安委員会は、事実関係を調査し、講習機関に対し当該指導員の解任又は必要な期間その者の業務の停止を勧告することができるものとする。

(委託契約の解約)

第9条 講習機関が第3条の実施基準に違反したとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、講習の委託契約を解約できるものとする。

(講習器材等の整備)

第10条 講習の実施に当たり、講習用原付車、器材等を整備し、その活用に努めるものと

する。

第2章 原付講習の実施

(講習施設)

第11条 原付講習は、講習の実施に必要なコース及び建物その他の設備を有する施設において実施するものとする。

(受講申請書の受理等)

第12条 県細則第34条の4に定める原付講習受講申請書は、講習を行う場所において受理するものとする。

2 受講申請書の受理に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) いわゆる身代わり受講等の不正を防止するために、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、旅券、学生証その他の書類で当該申請者が本人であることを確認するに足るものを提示させること。
- (2) 施行令第33条の6第3項に規定する者に該当しないか確認すること。
- (3) 講習手数料の額に相当する手数料が納付にされているか確認すること。
- (4) 運転に適した服装であるか確認すること。

(実施方法)

第13条 原付講習は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 講習指導員は、1グループ10人の受講者に対し、3人を基準に配置すること。この場合において、3人のうち中心となる主任の指導員を指定し、この主任指導員の指示により効果的な講習を行うこと。
- (2) 原付講習に当たっては、受講者の技量の程度等を考慮してグループ分けし、その修得状況に応じ指導すること。
- (3) 講習用原付車は、スクータータイプのものを使用して行うこと。ただし、必要に応じて変速ギヤ付原付車を併用してもよいこととする。
- (4) 聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

(講習用教材等)

第14条 講習用教材は、次の各号によるものとする。

- (1) 運転適性検査は、安全運転自己診断警察庁方式KM85型「あなたが考える安全運転適性」又はこれと同等以上の安全運転自己診断用の検査用紙を使用すること。
- (2) 視聴覚教育には、原付車の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等を内容とする視聴覚教材を用いること。
- (3) 教本は、次の内容について、図やイラストを多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものを使用すること。

ア 原付車の操作、走行等、運転の方法（法規制の内容を含む。）に関する知識

イ 原付車の運転の特性と事故の特徴に関する知識

ウ 場所（交差点、カーブ等）並びに天候及び路面状況に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識

エ 危険予測、回避方法、原付車の安全な運転に必要な実践的な知識

このほか、地域における道路交通の現状と交通事故の実態その他本県の実情に応じた内容を記載した地方版資料を使用すること。

(講習終了書の交付)

第15条 講習を終了した者に対しては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第16項に規定する原付講習終了証明書（以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。

なお、交付の際には、講習受講が運転資格を取得したものではないこと及び免許申請時に提出を求められることを教示すること。

2 公安委員会は、原付講習終了証明書受払簿（1）（別記様式第3号）により、終了証明書の取扱状況を明らかにしておくものとする。

3 講習機関は、原付講習終了証明書受払簿（2）（別記様式第4号）及び原付講習終了証明書発行簿（別記様式第5号）により、終了証明書の取扱状況を明らかにしておくものとする。

(結果報告)

第16条 講習機関が講習を実施した場合の報告は、講習を終了した都度速やかに原付講習実施結果報告書（別記様式第6号）に原付講習受講者名簿（別記様式第7号）を添え、かつ、原付講習受講申請書とともに報告するものとする。

第3章 雑則

第17条 原付講習の終了に際し、修得状況が良好でない者に再度原付講習を受けるよう勧奨するものとする。

2 前項に基づく再受講の際には、既に受けた原付講習の未修得科目について指導し、講習手数料は徴収しないこととする。

(事故防止)

第18条 講習の実施に当たり、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、受講者には必ずヘルメット、ゼッケン、手袋等を着用させなければならない。

2 公安委員会又は講習機関は、講習中の事故に備え傷害保険等に参加するものとする。

(指導監督)

第19条 公安委員会は、講習機関に対して、この規程に適合した原付講習を行わせるため、次の各号に掲げる措置を執ることができる。

- (1) 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。
- (2) 講習業務に関し、必要な報告又は資料の提出を求めること。
- (3) 講習に関し、必要な指導、助言又は資料の提供を行うこと。
- (4) 講習機関の講習業務に関する毎年度の収支予算書及び収支決算書の提出を求めること。

(天候不順時の措置)

第20条 原付講習は、原則として、天候不順時にあっても実施するものとする。ただし、降雪等の悪天候により原付講習を安全に実施することが困難であると認めるときは、後日、講習日を指定して受講させるものとする。

(秘密の保持)

第21条 講習実施に関し、運営上知り得た秘密はこれを他人に漏らしてはならない。

(職員等の研修等)

第22条 公安委員会は、講習機関に対して講習内容の充実及び職員等の指導能力の向上を図るため、研修等の実施を指示するものとする。

(その他)

第23条 公安委員会は、講習機関に対し講習業務の運営についてこの規程により難い事由が生じたときは、その都度指示するものとする。

(簿冊等の備え付け)

第24条 公安委員会は、次に掲げる簿冊等を備え付け、それぞれ各号に定める期間これを会計年度で保存するものとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 講習指導員任命(解任)承認申請書綴 | 5年 |
| (2) 原付講習受講申請書綴 | 5年 |
| (3) 原付講習終了証明書受払簿(1) | 5年 |
| (4) 原付講習実施結果報告書綴 | 3年 |
| (5) その他関係書類 | 1年 |

2 講習機関は、次に掲げる簿冊等を備え付け、それぞれ各号に定める期間これを会計年度で保存するものとする。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 講習指導員任命(解任)承認書綴 | 5年 |
| (2) 原付講習受講申請書の写し | 1年 |
| (3) 原付講習終了証明書受払簿(2) | 5年 |
| (4) 原付講習終了証明書発行簿 | 5年 |
| (5) 原付講習実施結果報告書写し | 1年 |
| (6) その他関係書類 | 1年 |

附 則(平成12年7月26日福井県公安委員会規程第7号)

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則(平成22年12月24日福井県公安委員会規程第5号)

この規程は、平成22年12月27日から施行する。ただし、第4条、第11条、第15条及び第24条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月16日福井県公安委員会規程第3号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月3日福井県公安委員会規程第11号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(平成31年4月18日福井県公安委員会規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月15日福井県公安委員会規程第3号)

この規程は、令和2年12月15日から施行する。

附 則(令和4年3月17日福井県公安委員会規程第4号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月29日福井県公安委員会規程第14号)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

様式省略